

シンポジウム

## 第18回農薬レギュラトリーサイエンス研究会

日時：平成22年12月7日（火）

場所：東京農業大学 百周年記念講堂

主催：日本農薬学会・農薬レギュラトリーサイエンス研究会

(2011年8月12日受理)

日本農薬学会・農薬レギュラトリーサイエンス研究会の第18回シンポジウムが平成22年12月7日に東京農業大学・百周年記念講堂にて開催された。今回は昨今の社会懸念を反映し「未来へ向けた食安全のあるべき規制について考える」をテーマとし、行政機関、植物防疫関係団体、農薬メーカー、食品製造・流通団体、NPO、一般の方々など約130名が参加された。

ポジティブリスト制度の施行（平成18年）後、品質に係る食品安全は積極的に議論、検証され、化学物質に対する食品の安全性については確保されつつあるものと考えられる。

消費者の食生活には食品の質の確保だけではなく、安価で安定した量の確保も重要な課題であり、食料の安全保障から我が国の施策として、生産性の向上、食料自給率の向上から量的安定供給を進めているが、飽食とそれに伴う食品の廃棄が逆の問題となっている。

また、食の安全には、化学物質だけでなくカビ毒、食中毒病原菌、遺伝子組換え食品、偽表示など問題が山積しており、さらに、農薬の利用方法、遺伝子組換え作物を用いた生産など生産性向上に欠かせない要因について、いまだに社会的なコンセンサスが得られているとは言い難い状況である。

今回のシンポジウムでは食品の安全性と安定供給のバランスを維持した上で総合的な食品安全に適切な規制は何かを考えることを目的として、リスク評価・リスク管理の機関による食安全に向けた取り組みなどの現状および動向についての講演及び総合討論が行われた。

### 1. 農畜産物の安全性向上のための取組の現状と課題

古畑 徹（農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課）

リスク管理のツールとして規制（基準）はリスク管理措置の一つであるが、リスク低減の観点からは最終製品の基

準の設定や検査よりも生産加工段階を管理するほうが効率的かつ経済的である。この一例としてコメのカドミウム含有量の低減化対策の実例を示された。我々一般市民が現実に見える食安全の代表的な指標は市販食品の基準や管理方法であるが、表示偽装も後を絶たないことを鑑みると、最終製品の基準のみならず農地から加工工場に至る生産過程がしっかり管理されることが消費者の食品に対する信頼につながり、その経済的価値も大きいと考えられる。

### 2. 我が国の食料をめぐる現状と課題

堀部敦子（農林水産省 大臣官房政策課）

日本の食料安全保障として、特に食料を安定的に確保することを目指した食料自給率の向上の施策について具体的に解説された。施策の基本的な方針に「国家の最も基本的な責務として食料の安定供給を確保」、「食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置付け」、「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を挙げていたが、やや観念的な対策であり今後より具体的な手法が提示され実効性が期待される。我々としては政府に頼っているだけではなく一人ひとりの重要な課題として議論を巻き起こし、日本将来の食料確保に向けた戦略を構築することが重要である。また、戦略の一つとして、主食用米、小麦、大豆の消費拡大を提示されたほか、農業・農村の6次産業化も示された。

### 3. 社会科学の観点から食品安全を考える

上岡美保（東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科）

食をめぐる問題は食料、農業、環境の問題と多岐にわたり、食品安全の確立はフードシステムの深化の中で重要な課題となっている。食の安全はどちらかといえば自然科学、技術論を基本として議論されているが、一方、食生活、自給率、地球環境といった社会科学からのアプローチも必要である。食生活、健康などの重要性を図る食育を通じて、

食料や農業，国産農産物などの重要性意識が向上し，その結果食料供給の安定化，自給率の向上などに寄与するといった社会的意義が大きい。

#### 4. 安全な食品の安定供給とリスク評価—農薬はなぜ誤解されるのか—

佐藤京子（内閣府 食品安全委員会 事務局評価課）

平成15年度より食品安全モニター（470名）を通じてアンケート形式で意識調査を継続している。また，平成20年度にはインターネット（2000名）による調査を行い，安全管理・安全基準設定法の妥当性や認知度，農薬の有益性などに対してインターネット調査と食品安全モニターの結果が反対の傾向となっていたことなどが比較検証された。この比較結果は今後，社会に対する情報発信の適切な手法を検討する良い材料であることが示唆された。（<http://www.fsc.go.jp/monitor/2107moni-kadaihoukoku-gaiyou.pdf>）

#### 5. 食品安全行政の基準値とリスク—違反・合法とリスクの大きさ—

畝山智香子（国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部）

食品衛生法および残留農薬基準による管理とリスクの大きさから適切な考え方を提示された。基本的な考え方はリスクに基づいた合理的対応によりリソースを有効活用するということである。リスクの大きさに応じた対応が必要であり，例えば，もし規制による不利益が利益を上回るのであればその規制は正当化されない，また，残留農薬の規制を必要以上に厳しくしても国民の健康上のメリットはないといったことである。

残留基準値は本来栽培の適切さを担保する指標であり，一律基準違反が即回収（食品衛生法）という体制は科学的根拠がなくデータに基づいた評価を行って判断すべきであり，この観点からさらにコミュニケーションを広げ，限られたリソースを有効利用して全体のリスクを削減することを提案された。

#### 6. 食品衛生法における食品表示制度

江島裕一郎（消費者庁 食品表示課）

食品の表示はJAS法，食品衛生法，景品表示法の法律によって規定されている。食品安全の確保では食品衛生法の規定が基本となり，現状，消費者に関心の高い食物アレルギーを引き起こす特定原材料の表示や遺伝子組換え食品の表示など安心につながる表示が重要な対策の一つとして実施されている。また，食品の品質に応じて価格の差が生じ，価格差による利益を得る目的で偽装表示による販売が発生していることから，この問題の解決を図るためにも制度の効率化を行うことが課題である。

#### 7. 総合討論

講演者の全員が出席されたわけではなかったが，食料自給率向上のための具体策，食品安全に関する消費者の理解度を向上させるためのコミュニケーションのあり方など活発な議論が展開された。総合討論で行われた質疑応答の内容は農薬学会ホームページに掲載されている。

（バイエルクロップサイエンス（株） 星野敏明）